

平成 23 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
平成 23 年 12 月 12 日（月曜日）
午前 10 時 00 分 開議

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

出席議員（13 名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

欠席議員（1 名）

4 番 丸 山 文 靖 君

出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	伊 藤 敦 史 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商 工 交 流 部 長	市 川 厚 記 君

農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都 市 整 備 部 長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	工 藤 勝 善 君
教育委員会教育長	安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長	奥 山 隆 司 君

選挙管理委員会委員長職務代理者	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長	鎌 田 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前 10 時 00 分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

7 番 吉岡文子議員

8 番 桜井龍雄議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

11番、五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員（登壇） 平成23年第4回市議会定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、公共交通行政についてであります。地域公共交通総合連携計画について、平成22年度に策定した美唄市地域公共交通総合連携計画に基づき、平成23年度は市民バス東線での循環方式、デマンド方式による乗合タクシーの実証運行を計画しておりましたが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

大綱の2点目は、商工行政についてであります。地場産品アンテナショップについて、ふるさと雇用再生特別対策事業を活用し、3名の雇用創出と本市の特産品の販売など、地域経済の活性化に一定の成果があったものと考えております。そこで、1つに、平成23年度で3年間の補助事業が終了いたします。この3年間の事業実績の成果と課題をどのように検証されたのかお伺いいたします。

2つに、平成24年度以降、市としてアンテナショップの運営体制をどのように考えているのか。また、出店者協議会、運営会議に対しての対応等についてお伺いいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。学校教育における校長先生を初め、教職員は地域とのコミュニケーションも大切な職務の1つと考えております。子ども達と心の触れ合いや地域の方々との交流、イベント等への積極的な参加など、教育現場だけでな

く、さまざまな交流が教職員に求められているのではないのでしょうか。一方、少子化に伴い統廃合が進められ、現在、4校が廃校のままです。このまま活用方法を示さない状況に、地元の方々からは不満の声も寄せられているところであります。また、廃校の敷地内に歴史・伝統のモニュメント等も放置されているのも実態であります。これらについて、次のとおりお伺いいたします。

1つに、現在の教職員住宅の全体戸数と入居の状況、また、そのうち、校長等管理職の入居状況、また、本年4月より管理職住宅の取り扱いを変更した経過等についてもお伺いいたします。

2つに、学校の統合により廃校となった施設の後利用に向けた検討の経過、また、その敷地や施設に残されている歴史的な記念物の管理状況についてお伺いいたします。

3つに、教職員の勤務実態調査について、新聞等では、北海道の小中校に、国の会計監査院が勤務実態の調査を行い、その結果、不適切な勤務実態が指摘され、北海道教育委員会に対し給与の返還を命じたとのことあります。本市における調査の状況についてお伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共交通行政について、地域公共交通総合連携計画についてであります。平成22年度に作成いたしました美唄市地域公共交通総合連携計画に基づき、市民バス東線については、駅を起終点にアルテピアッツァ

美唄、または東明消防分団を折り返す循環方式とし、新規路線として美唄尚栄高校やいなほ団地を経由する便を設け、全体で26便のバス運行を予定しております。循環方式に移行することに伴い、アルテピアッツァ美唄から東側の地域については、予約方式による乗合タクシー運行とし、自宅から市街地の主要施設までの運行を予定しております。

なお、実施期間につきましては、当初、平成23年9月から11月までの3カ月間を予定しておりましたが、国の補助制度の見直しにより実証運行の補助が受けられなくなったことから、実証期間を短縮し、平成24年2月、3月の2カ月間実施することとし、利用料金は、バス、乗合タクシーいずれも1回当たり200円を予定しております。

次に、商工行政について、地場産品アンテナショップについてであります。平成21年7月から国の助成制度を活用し、雇用機会の創出と本市特産品の販路拡大や地域情報の発信を目的として、進徳町の国道沿いに開設したところであります。

売上高は、平成21年度は、9カ月間で約1,634万円、1カ月当たり約182万円、平成22年度は、約2,590万円、1カ月当たり約216万円、平成23年度は、11月までで2,483万円、1カ月当たり約311万円となっております。

成果としては、農産物のほかに焼き鳥や米粉製品など、本市特産品の認知度が高まり、順調に売り上げが伸びているとともに、市民の皆さんを初め市外から来られる方々にも好評をいただき、地域経済の活性化に一定の効果があつたものと考えております。

今後におきましても、アンテナショップの持つ役割については本市経済の活性化にとって必要であると考えておりますが、平成24年度以降は国からの助成がなくなることから、運営については、現在、収支計画のシミュレーションを行い、事業の継続に向けて関係団体との協議を進めているところであります。

次に、教育行政について、廃校施設の後利用についてであります。現在、閉校となった学校施設については、庁内のコミュニティ施設審議委員会において、地域の特性や施設ごとの課題、地域住民の考え方などを整理しながら検討を進めているところであります。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、教育行政について、教職員住宅の管理状況についてであります。現在保有している教職員住宅については、本年度、東小学校の教職員住宅3棟を解体撤去しており、管理職住宅を含め、全体で35棟63戸を有し、入居は20戸で入居率は31.7%となっております。このうち、管理職用として保有している住宅は20戸で、老朽化等により入居を停止している住宅は4戸となっており、入居者の内訳は、校長が6戸、教頭が10戸となっております。

教職員住宅については、建設当時の住宅事情や交通手段などの福利厚生面のほか、管理職については、学校管理上の必要性などから、校舎近くに整備をしてきたところでありますが、現在は持ち家やマイカーの普及など、住宅事情や通勤状況の変化に伴い、教職員住宅

へのニーズも大きく変容をしており、多くの教職員は、市外からも通勤している状況にあります。

こうした状況の中、校長・教頭については、引き続き学校管理上の必要性などから、公宅を利用してきたところですが、ほとんどの公宅が築25年以上経過し老朽化が進んでいる状況にあり、改修要望に十分対応できないところでもあります。このことから、管理職用住宅については、近隣自治体の状況等も参考にし、学校管理上、実務的な対応が必要とされる教頭の住宅については、今後とも計画的に維持管理し、校長住宅については、異動の時期に合わせ、できるだけ学校区内の民間住宅を活用していただくこととし、第6期総合計画「事務事業インデックス」に関する庁内検討で、その方向性を示し、整備計画を作成してきたところでもあります。

教育委員会といたしましては、校長・教頭が学校近くに住むことは、教育環境の面や地域との関わり、また、移住・定住の観点からも効果的とは考えておりますが、住宅に対するニーズの変化や近隣自治体の状況とともに、本市の財政状況、学校管理システムの改善などを総合的に判断し、現在の対応としているところでもあります。

次に、廃校施設の後利用についてですが、閉校となった学校敷地や校舎内における構築物や資料などの歴史あるものについては、学校の後利用の方向性とともに、そのあり方を判断していくこととしております。現在、茶志内小学校では、旧小学校の門柱の移転の希望があり、学校や地域関係者などと協議して対応しているところでもあります。

次に、教職員の勤務実態調査についてですが、本年1月から2月にかけて道内の公立小中学校209校に対し、会計検査院が勤務実態に関して実地調査を行ったところであり、本市においては小学校2校が検査を受けたところでもあります。会計検査院からは、北海道教育委員会に対し、教職員が、「法令や条例に違反して勤務時間中に職員団体のための活動を行っていた。」「長期休業の期間等において勤務時間を遵守していなかった。」「校外において行っていたとした研修を実際に行っていなかった。」「外勤・出張及び職務専念義務免除の取り扱いが適切でなかった。」など、172校647人に対し、指摘があったところです。

その後、北海道教育委員会において、給与返還等の手続の整理が行われてきましたが、12月3日付で、本市教育委員会関係分として、1校2名に対し給与の返納の通知がありましたので、当該校に連絡したところでもあります。返納の内容は、いずれも長期休業中の校外研修における勤務時間の不適切な取り扱いによるものであります。

また、会計検査院の検査結果を踏まえ、文部科学省は、10月13日付で北海道教育委員会に対し、会計検査院が行った検査と同様の調査を実施するよう指導を行ったところであり、北海道教育委員会はこれを受けて、11月16日付で各市町村教育委員会に対し、「教職員給与費の適正執行等に関する調査」の実施について、通知を行ったところでもあります。

このことから、本市では、各学校の教職員の勤務状況を示す各種資料を11月25日までに取りまとめ、空知教育局に提出したところ

です。今後、北海道教育委員会が中心となり、提出書類を基に調査を実施し、来年 8 月をめぐりに調査結果をまとめることとしております。

以上であります。

- 議長内馬場克康君 11 番、五十嵐聡議員。
- 11 番五十嵐聡議員 それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この場から再度質問をいたします。

最初に、公共交通について、議会報告会においても、茶志内及び日東地区においては高齢者の方が多く、通院や買い物などにこの乗合タクシーの早期運行を望む声が多くあります。美唄市地域公共交通連携計画では、茶志内・日東地区においては、平成 25 年度に実証運行、平成 26 年度から本格運行を予定しておりますが、この地域には商店がなく、高齢化率も高く、足の確保は切実な問題でもあります。地域の実情も考慮し、実施時期を早めることができないのかお伺いいたします。

次に、地場産品アンテナショップについて、3 月の一般質問でも取り上げましたが、未だにきちんとした方向性が出ておりません。当初から、国の助成制度は 3 年間と定められており、助成金がなくなると運営が厳しくなることは最初からわかっていたことでありますし、予算編成の時期でもあり、24 年度以降の収支計画を含めた計画と、関係団体との協議の経過について内容をお伺いいたします。

次に、教職員住宅の管理状況について、教職員住宅のそれぞれの建築年数と解体の計画、また、教頭は実務的な対応が必要とされることとありますが、どのような実務なのか。いずれにしても、校長先生は学校管理の最高責任者で、そういった立場の方が公宅を

与えられず民間アパートに住む、なぜこのようなことになったのか、その考え方と、どういった議論経過を経て計画されたのかお伺いいたします。

次に、廃校となった学校施設の後利用について、廃校となった施設の後利用については、コミュニティ審議会で検討しているとのことでありますが、民間業者からの引き合いやサテライト・キャンパスとしての活用など、いくつか聞こえてきております。検討している施設の具体的な活用方法についてお伺いいたします。

また、現在、閉校後の学校には、学校の歴史や地域の歴史的な資料や卒業生の記念作品、絵画など、そのまま置かれているものもあります。それらを 1 か所に整理保存し、同窓会等など希望があれば見てもらうようなことはできないのかお伺いいたします。

次に、教職員の勤務実態調査について、本市において小学校 2 校が検査を受け、1 校で 2 名の方が長期休業中の校外研修における勤務時間の不適切な取り扱いで給与の返還の指摘を受けた。非常に確立が高く、多くの教職員が該当するのではないかと想像するところでございます。北海道教育委員会に提出した書類は、不適切勤務があったことにかかわる資料なのか、お伺いいたします。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、茶志内・日東地区の実証運行についてでございますが、美唄市地域公共交通連携計画では、平成 25 年度に実証運行を行い、平成 26 年度から本格運行の予定となっております。

ます。実施時期を早めることについては、計画におけるスケジュールの見直しや、あるいは国との調整なども必要なことから、今後、地域公共交通活性化協議会において検討をお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の公共交通を確保していく上で、国の補助を活用しながら地域住民の足の確保に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、アンテナショップについてであります。出店者協議会の役員におきましても、これまでの成果、実績及び雇用の継続の必要性を踏まえて、平成 24 年度以降も運営を継続したいとの意向でありますので、24 年度以降の運営につきましては、現在、建物や什器備品などのリース料などの縮減、人件費の見直しなどを行い、経費を圧縮したシミュレーションを行っており、収支均衡が図られるような運営に向けて細部の検討を行っているところでもあります。市といたしましても、事業の継続に向け、出店者協議会及び運営会議で十分協議をいたしまして、平成 24 年度以降の運営方針を早急に決定をしていきたいと考えております。

次に、検討している施設の具体的な活用方法についてであります。コミュニティ施設審議会では、これまで現地調査のほか 5 回の会議を開催し、施設ごとの具体的な活用策と耐震状況や設備関係の課題などについて検討を行っております。検討の方向といたしましては、防災対策を初め、地域振興や交流促進など様々な視点から進めるとともに、財政健全化を踏まえて検討する必要があるものと考えております。これまでの意見といたしまし

ては、防災資機材の保管場所や生涯学習の場としての活用、あるいは、サテライト・キャンパスの開設、民間での活用などが出されているところであり、今後、方向性を取りまとめ、地域の皆さんと協議を行ってまいりたいと考えております。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、教職員住宅の管理状況についてであります。教職員住宅については、建築年で申し上げますと、昭和 46 年が 1 棟、47 年が 1 棟、48 年が 2 棟、49 年が 6 棟、50 年が 1 棟、51 年が 5 棟、53 年が 1 棟、54 年が 1 棟、57 年が 2 棟、59 年が 2 棟、60 年が 2 棟、61 年が 2 棟、62 年が 1 棟、平成元年が 1 棟、平成 3 年が 2 棟、平成 7 年が 2 棟、平成 13 年が 2 棟で、土地購入とあわせて取得した建築年不明の住宅が 1 棟となっております。解体については、集合住宅を中心に老朽化により周囲に危険を及ぼすおそれのある住宅を優先とし、当面平成 29 年度までの 7 年間で 17 棟の解体を計画しているところであります。

次に、教頭の業務についてであります。教育課程の管理、教職員の服務管理、学校管理全般のほか、学校開放事業への対応、PTA や地域関係者の窓口となるなど、多岐に渡っているところであります。このことから、近隣自治体の管理職住宅の状況も参考とし、学校警備システムの整備により管理業務の負担の軽減を図りながら、教頭住宅については、今後とも計画的に維持管理していくこととし、校長住宅については、異動の時期に合わせ、できるだけ学校区内の民間住宅を活用してい

ただくこととしたものでございます。

検討の経過としては、平成 22 年度予算に向けて、校長会から管理職住宅の民間活用も含めた教職員住宅のあり方見直しの要望が出されたことから、教育委員会で検討を行い、第 6 期総合計画「事務事業インデックス」に関する庁内検討を経て、その方向性を示し、整備計画を策定したところであります。

次に、閉校した学校の資料等の保存についてであります。統合により閉校した学校の資料は、基本的には統合後の学校に保存しておりますが、未整理のものにつきましては、今後早急に整理してまいりたいと考えております。

また、卒業記念の作品や絵画などにつきましては、その多くは現在も閉校した学校に設置されている状況となっておりますので、これらについても、統合後の学校で保存することが望ましいと考えますが、これには一定の場所の確保が必要となりますので、統合校以外の場所に集約することも含め、今後、検討してまいります。

次に、調査資料についてであります。1 月 25 日に空知教育局に提出した書類は、北海道教育委員会から各市町村教育委員会に通知があった「教職員給与費の適正執行等に関する調査」に関連し、提出を求められた書類のうち、本市が提出した資料は、職員名簿、出勤簿、休暇処理簿、校外研修処理簿、研修計画書、研修報告書、外勤簿、学校日誌、特殊勤務手当支給実績簿、学校行事表、旅行命令簿、復命書、私事旅行届、海外旅行届、時間外勤務命令簿、職員会議議事録、教職員の勤務時間の割り振り、校長・教頭の引継書で、

平成 18 年度から 22 年度分までの保存年限該当分でございます。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 11 番、五十嵐聡議員。
- 11 番五十嵐聡議員 アンテナショップについてでありますけれども、これまで雇用機会の創出、本市特産品の販路拡大や地域情報の発信を目的に、農商工連携による地域経済の活性化を担っております。さらに、これらを発展させ、食にこだわったまちづくりの礎となるものと私は考えております。これらを踏まえ、場所、運営主体、関係団体と継続へ向けた協議をしっかりと行うよう要望しておきます。

最後に、職員住宅の管理状況についてであります。本年、校長先生の転入出により入居を停止した峰延小学校の校長住宅は、築何年を経過したものなのか。また、平成 22 年度に下水道工事を行った上で、住宅を使用しないとしたことはなぜなのか。また、今後、校長先生は民間住宅を活用してもらうとのことですが、民間住宅と公宅を使用した場合の負担はどのように変わるのか。また、今後、市街地から離れている西美唄小学校、茶志内小学校についても同様の対応を行っていくのかお伺いいたします。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 五十嵐議員の質問にお答えします。

教職員住宅の管理状況についてありますが、峰延小学校の旧校長住宅につきましては昭和 61 年の建築となっており、現在、建築から 25 年を経過しております。下水道工事につきましては、校長・教頭の転出入の時期は明

確に定まっていなかったことや、校長住宅、教頭住宅が隣接していることもあり、同時に工事を行ったところではありますが、今後、大規模な改修が見込まれる状況もあり、校長の転出に合わせ、入居を停止したところでもあります。

次に、民間住宅利用の校長負担についてですが、住宅の形態により家賃は5万5,000円から2万7,000円と幅があり、北海道からの住宅手当の支給を差し引きますと、家賃5万5,000円の場合は2万7,000円、家賃2万7,000円の場合は1万4,000円の負担となっているところでもあります。公宅の家賃は1万4,000円から1万5,000円であり、住宅の形態によっては、公宅利用に比して負担が増えている状況にあります。

今後、校長の転出入により、民間住宅の利用へと転換を図ってまいりますが、西美唄及び茶志内につきましては、建築年数も浅く、大規模な改修が当面見込まれないことから入居を継続し、住宅の状況を見ながら転換時期を検討することとしております。

いずれにいたしましても、今年度からの取り組みでもあり、校長の負担のあり方も含め、さらに検討してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員（登壇） 平成23年第4回定例会に当たり、大綱4点につきまして市長及び教育長に質問いたします。

大綱1点目は、地域振興について市長に質問いたします。

その1つ目は、地域経済の現状等についてであります。11月24日、内閣府が発表した月例経済報告によりますと、景気は東日本大

震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で緩やかに持ち直しており、先行きについてもサプライチェーンの建て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるということです。地方の経済状況としては、持ち直しとはほど遠いというのが実感であるかと思えます。

東日本大震災、原発事故のほか、歴史的な円高、あるいは欧州の金融経済等々の問題は、長らく低迷を続ける本市経済に対しても少なからず影響を及ぼすものと考えているところでもあります。景気回復の兆しが見えない状況のもと、地域経済の現状をどのようにとらえ、どのように対応しようとお考えなのかお伺いいたします。

その2つ目は、企業誘致についてであります。低迷を続ける本市経済にとりまして、企業誘致は最も効果的な地域経済振興策の1つであると考えます。市長は就任以来、精力的に企業誘致活動にも取り組んで来ていらっしゃいますが、最近の企業誘致活動状況及び企業の動向についてお伺いをいたします。

その3つ目は、交流人口増加対策についてであります。市の観光入込客数は、平成22年度で約36万4,000人となっております。交流人口を呼び込む施設は市内に多くあるわけですが、交流拠点施設ピパの湯ゆ～りん館は、特にその期待度は大きいものがあると考えているところでもあります。

しかしながら、近年、近隣で新しい施設がオープンしたり、施設改修などが行われており、ゆ～りん館では日帰りの集客が減少傾向にあるとお聞きしているところではありますが、

ゆ～りん館の集客の状況はどのようになって
いるのかお伺いいたします。

また、開館後、年数を経てきており、施設
備品なども傷んできているものもあるとお聞
きしておりますが、対策についてお考えをお
伺いいたします。

また、パークゴルフ場を増設する計画とな
っておりますが、概要についてお伺いいたし
ます。

さらに、既存コースの芝も傷んでいるとお
聞きしているところでありますが、その整備
の考え方について、お伺いをいたします。

大綱2点目は、都市基盤整備について市長
に質問いたします。

その1つ目は、総合交通体系基本計画にか
かわる市道等の整備についてであります。交
通の安全性や利便性の確保のため、総合交通
体系基本計画が策定されておりますが、基本
計画策定の検討内容と概要及び基本計画を踏
まえたこれまでの整備状況についてお伺い
いたします。

また、ゆ～りん館にアクセスする市道美倍
線の整備予定、さらには今後の高齢化社会を
踏まえ、実施に当たっての基本的な考え方
についてお伺いいたします。

その2つ目は、公営住宅の管理についてで
あります。公営住宅法によりますと、健康で
文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、
これを住宅に困窮する低額所得者に対して低
廉な家賃で賃貸し、または転貸することによ
り国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与
することを目的としているところでありますが、
本市の地域経済が低迷する中、住宅に困窮
している方は多いのではないかと考えていると

ころであります。公営住宅の整備状況と現
在の管理戸数及び入居状況、空き家の状況
をお伺いいたします。

また、近年、他の自治体において公営住宅
でのペット飼育によるトラブルが起きている
例もお聞きしているところでありますが、ペ
ット飼育の現状についてもお伺いいたします。

大綱3点目は、表彰等について市長に質問
いたします。市政功労及び表彰についてお伺
いをいたします。これまで、市政の発展に尽
力された方々に対し、市政功労や市民栄誉賞、
栄誉を讃えて、表彰状、感謝状など表彰され
てきております。まちづくり基本条例にある
とおり、これからは協働のまちづくりが基本
となってまいります。今後、地域活動やボラ
ンティアなど、まちづくりに積極的にかかわ
っている個人や団体などに対し、現行の枠に
とらわれずに市政功労等の表彰を行うことに
より、協働のまちづくりがより一層進んでい
くものと思われませんが、お考えをお伺い
いたします。

大綱4点目は、教育行政について教育長に
質問いたします。

その1つ目は、運動公園における教育施設
についてであります。東明公園には多くの教
育施設があるところでありますが、テニスコ
ートについては一部改修工事が実施されまし
たが、ほかにも老朽化が進んでいる施設也多
いとお聞きしております。東明公園内のスポ
ーツ施設の市内、市外別の利用状況と今後の
整備計画についてお伺いいたします。

その2つ目は、教育関連施設の管理状況に
ついてであります。学校施設については、耐
震化の工事が実施されたところでありますが、

教育関連施設の中で今後、耐震化が必要であると考えている施設について、お伺いをいたします。

また、それぞれの施設について老朽化も進んでいるようであり、今後、改修等を計画的に進めていくことが必要であると考えているところでありますが、今後の改修に向けたお考えについてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君（登壇） 高田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状等についてであります。北海道経済産業局が発表いたしました9月を中心とする道内経済概況では、持ち直しの動きが鈍化しているとの報道がなされており、歴史的な円高や株安、さらにはタイ洪水の悪影響などが要因になっているものと考えております。

また、道における地域別経済動向では、管内の景況感の一部に持ち直しの兆しが見られたが、各業種共に総じて厳しい状況が続いていることから、やや下降と判断されたところであります。

なお、本市の経済情勢を把握する上で、本年度は、企業誘致プロモーション事業の中で経営・設備投資動向調査や商業環境実態動向調査などを行っており、集計・分析などについて、年度内には報告書として取りまとめることとしております。

また、地元業者の方々などのお話を伺いますと、先の東日本大震災に伴う消費者心理の冷え込みによる売り上げの影響や、公共事業の削減により、業界全体が低迷しているなど

のご意見が多いことから、本市の経済状況は依然として厳しい状況にあると考えております。

市といたしましては、こうした影響に対して、地元経済の活性化を図るため、農商工連携事業の推進や積極的な企業誘致活動などに取り組んでいるところであります。

次に、企業誘致についてであります。5月に開催された「クラウドE X P O」、8月の道主催による企業誘致セミナー、そして10月の「クラウドE X P O」において、雪冷熱エネルギーの活用や空知団地など、本市の優位性や特異性を情報発信するブースを設け、多くの企業の方との接触の機会を図り、その後、企業訪問を行っております。

また、9月から道の緊急雇用創出推進事業を活用した企業誘致プロモーション事業を開始し、東日本大震災に関連した首都圏の工場及び情報関連企業等の投資動向等について調査を行うとともに、市内の空き工場や空きオフィスなどの受け入れ環境の調査もあわせて行っているところであり、企業等の皆様からのお問い合わせに対応できる情報管理を行うなど、積極的な企業誘致活動に努めているところであります。

なお、先の新聞報道にもありましたが、先週9日の金曜日、道主催で行われたデータセンター事業者向け空知団地視察会には、23社40名の方がお越しになり、私も歓迎のご挨拶をさせていただきましたが、その中で、空知団地は地震が少なく、内陸型で安全性も高いことや、消費電力の削減効果を図る雪冷熱の活用などに対し、関心度が高まっていることを強く感じたところであります。

今後におきましても、誘致活動を全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交流人口増加対策についてであります。平成 22 年度の観光入込客数のうち、ゆ～りん館は 16 万 4,600 人余りで、約 50%を占めております。本年 5 月には、開業以来の入館者が 200 万人を超えましたが、近年、温泉施設のリニューアルや新規開業などがあり、日帰り入浴客が減少傾向にあると報告を受けております。

このため、業務を行っている株式会社アンビックスでは、平成 24 年 4 月までに営業専属のスタッフの配置、岩見沢市内への折り込み広告の配布などのほか、札幌市内の無料雑誌への参画や旅行代理店からの集客強化などの販売促進計画を立てて集客の強化を図るとともに、カラオケ大会の開催やお正月イベントの充実なども予定しており、集客の増加に向けた取り組みを進めていると伺っております。

また、開業から 8 年を経過し、設備の老朽化などが進んでおり、本年度におきましては、温泉水の供給にかかるろ過器の整備、ジェットバスポンプの交換や水風呂冷却装置の改修などを行ったところであり、今後におきましても、施設整備の改修など計画的に実施をしてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ場の増設についてであります。既存コースの西側、市営球場の北側に、平成 24 年度、25 年度に 9 ホールの造成工事を行い、平成 26 年度の供用開始に向けて計画をしており、現在は、利用者の意見・要望などを取り入れ、実施計画を行っているところであります。なお、既存コースにつきましては、スタート台の改修など、指定管理

者と共に十分協議し、必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、都市基盤整備について、総合交通体系基本計画に係る市道等の整備についてであります。本市における交通の利便性を図る目的で、広域幹線道路、市街地幹線道路、地区間幹線道路など 43 路線を選定し、事業効果等を踏まえた優先順位の検討を行い、今後における道路網整備のあり方を示すため、平成 16 年度に策定したものであります。その後、平成 18 年度の見直しで 4 路線を、平成 22 年度の見直しで 1 路線を加え、48 路線の整備計画としております。

この計画に基づき、財政状況並びに事業費や事業内容等について精査し、事業の重点化を図りながら、効率的な整備に努めてきたところであり、平成 22 年度までに主要幹線である、あかしあ通、東 7 条南線など 17 路線の整備を完了し、本年度は、拓北・峰樺西 7 号線など 3 路線の整備に着手したところであります。このうち、市道美倍線につきましては、ゆ～りん館やサン・スポーツランド、東明公園等を利用する多くの市民や観光客が利用する幹線道路であることから、本年度、実施計画を行い、工事は平成 24 年度から着手する予定であり、幅員が車道 5.5 メートル、歩道 3 メートル、延長 790 メートルの道路改良舗装を計画しております。この路線を整備することにより、交通の円滑化並びに歩行者等の安全確保が図られるものと考えております。

市といたしましては、今後とも高齢化社会を見据えた快適なまちづくりに配慮し、市民生活の向上が図られるよう、事業の実施に当たり、地域住民の意向も含め、関係者の理解

と協力を得ながら、より一層事業の重点化を図り、安全で安心できる生活環境の実現に向けた道路整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の管理についてであります。これまでも年次計画に基づいて、有為団地など老朽化した市営住宅の建て替え事業を進めてきたところであり、低所得者や障がい者世帯の居住の安定を図ってきたところであります。平成 23 年 11 月末現在、市営住宅の管理戸数は 16 団地、1,084 戸で、入居率は約 96%、空き家戸数は 41 戸、道営住宅の管理戸数は 3 団地で 189 戸、入居率は約 98%、空き家戸数は 3 戸となっております。

次に、ペット飼育についてであります。犬・猫などの飼育は、お年寄りの孤独感を癒すなど、精神的な支えになると言われておりますが、市営住宅にはさまざまな方が暮らしており、ペットの飼育については、飼育者のマナーの問題やアレルギー疾患をお持ちの入居者への配慮など多くの課題があることから、ペット飼育は禁止としております。

次に、表彰等について、市政功労及び表彰についてであります。現在、市では、市民の皆さんのまちづくりへの貢献に対する表彰制度として、美唄市顕彰条例に基づく市政功労のほか、美唄市表彰規定に基づく市民栄誉賞、栄誉を讃えて、表彰状、感謝状があります。これからのまちづくりにおいては、協働のまちづくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、まちづくりに積極的にかかわり、目覚ましい功績があった個人や団体に対して、市として既存の制度を含め、何らかの形で感謝の気持ちを伝えていくこと

も大切であると考えております。そのため、市といたしましては、多様なまちづくりへの参加を促すという観点から、今後、幅広い表彰等の取り扱いについて、他市の状況等も参考にしながら十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君（登壇） 高田議員の質問にお答えします。

初めに、教育行政について、東明公園における教育施設についてであります。東明公園内の施設としては、野球場、陸上競技場とサン・スポーツランド美唄があり、サン・スポーツランド美唄にはテニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンドがあります。

今年度の利用者数は、野球場が 2,863 人で、そのうち市内が 2,753 人、市外が 110 人、陸上競技場は 2,056 人で、すべてが市内の方、サン・スポーツランド美唄のテニスコートは 4,234 人で市内 3,080 人、市外 1,154 人、多目的グラウンドはすべてが市内サッカースポーツ少年団の利用で 1,385 人となっており、ゲートボール場の利用はありませんでした。

次に、施設の整備計画についてでございます。昨年、全天候型テニスコート 6 面を砂入り人工芝に改修したところで、その他の施設については、設置以来、大規模な改修は行っていないことから、今後の計画的な整備と財源の確保を図るため、今年度、公園施設長寿命化計画を作成しているところです。具体的な整備につきましては、この計画に基づき、緊急性や財政状況等を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教育関連建物の管理状況についてありますが、耐震化については、昨年度、学校施設の補強を終えたところであり、現在は、美唄市耐震改修促進計画において耐震化が必要と位置づけられている市民会館大ホール1カ所となっております。

また、教育施設の計画的な改修につきましては、第6期総合計画における事務事業インデックスに、学校施設は学校施設改修事業として、教職員住宅は教職員住宅整備事業として、社会教育、社会体育施設は、それぞれの施設の整備事業として登載し、計画的に進めていくこととしているところであります。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 10番、高田正則議員。
- 10番高田正則議員 一通りお答えをいただきました。自席から何点か再質問させていただきます。

まず、企業誘致につきましては、地域振興活性化という面から最も期待しているものの1つでございます。今日までの企業誘致活動が成果として実を結ぶよう、今後とも市長を先頭に誘致活動にご尽力いただきたいというふうに思います。これにつきましては、ご答弁は結構でございます。

次に、再質問の1点目は、地域振興交流人口増加対策についてであります。パークゴルフ場について、9ホール増設することで各種公式大会の開催も可能となり、交流人口の増加が期待できるところでございますけれども、既存コースの整備について、スタート台の改修というご答弁をいただきましたが、グリーン周りの整備も必要との利用者の声もお聞きしているところでございますけれども、既

存コース27ホールの整備については、ほかにどのような内容を計画されているのかお伺いをいたします。

2点目は、都市基盤整備、公営住宅の管理についてであります。現在空き家となっております市営住宅41戸の入居募集の状況がどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、市営住宅維持管理事業の今後の見通しについてお伺いをいたします。

3点目は、運動公園における教育施設についてであります。東明公園内の施設は高速道路のインターチェンジからも近い上、交流拠点施設にも隣接していることから、市外からの交流人口の増加も望めるのではないかとと思いますが、どのような施設改修を計画しているのかお伺いをいたします。

4点目は、教育関連建物の管理状況についてであります。美唄市耐震改修促進計画の中で耐震化が必要とされている市民会館大ホールの耐震化については、どのようにお考えかお伺いをいたします。

また、回数、規模など、特定建築物の要件は外れるものの、不特定多数の方が利用される図書館や郷土史料館などについても適切な耐震改修対策の導入を検討することになっております。どのように対応されようとしているのかお伺いをいたします。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 高田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、パークゴルフ場についてであります。既存コース27ホールにつきましては、スタート台の補強や路盤の改良など必要な整備を行うほか、グリーンについても、利

用される皆さんに快適な環境でプレーを楽しんでいただけるよう、指定管理者とも十分に協議し、必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の維持管理についてですが、現在空き家となっております市営住宅 41 戸のうち 4 戸が次の入居募集用、7 戸は随時募集中となっております、残りの 30 戸につきましては、内部の床、壁、天井、設備の老朽化が著しく、修繕費が大きくなることから入居募集は行っていないところであります。

今後は、建物の老朽化の進行など、維持管理の増加が見込まれることから、美唄市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、維持修繕及び耐久性の向上を図る個別改善などに努めてまいりたいと考えております。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 高田議員の質問にお答えします。

初めに、東明公園における教育施設の改修計画についてであります。公園施設長寿命化計画は、施設の安全性の確保と維持修繕等の経費の削減が目的でありますので、老朽化した施設を改修して、さらに使い勝手のよい施設となるよう計画に盛り込んでおります。交通の利便性に恵まれた環境であり、また、交流拠点施設に隣接していることから、市民はもとより、市外からも利用していただける施設としたいと考えております。

次に、耐震化についてですが、市民会館大ホールは、建物の規模や階数などから、特定建築物として耐震化が必要な施設であるため、市の耐震改修促進計画において、平成 27 年度までの実施を目標としておりますが、

この施設は建築後 40 年以上経過し、耐震化以外の改修工事も今後予定していることから、耐震化につきましては、市民会館全体の整備の中で検討してまいります。

また、市立図書館、郷土史料館については、特定建築物の要件には該当しない施設となっておりますが、耐震化については、不特定多数が利用する施設であることを踏まえ、今後、関係部署と協議し、その方向について検討してまいります。

- 議長内馬場克康君 次に移ります。

2 番、長谷川吉春議員。

- 2 番長谷川吉春議員（登壇） 平成 23 年第 4 回定例会に当たり、大綱 3 点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の 1 点目は、ごみの広域処理についてであります。この問題については、先日の同僚議員の質問がありましたが、できるだけ重複を避け質問させていただきます。

私たちの日常生活に欠かせないものの 1 つに、毎日の生活の中から発生するごみをどうするかという問題があります。生活様式や社会環境の変化に伴い、ごみの量の増加やごみの質の多様化が進んでいますが、これらの廃棄物を適正に処理されなければ、私たちの生活に大きな支障を来すものとなります。

具体的にお聞きいたします。その 1 つ目は、3 市町のその後の話し合いの経過についてであります。本市においては、平成 19 年から茶志内地区に一般廃棄物最終処分場を建設し、15 年間使用する予定でありましたが、当初の予定は、平成 24 年度から岩見沢市、夕張市や三笠市、美唄市、月形町の 5 市町で広域での焼却施設を稼働させる計画でしたが、それが

できなくなり、今のままの状況では、平成 27 年度で現在の処分場が満杯になるということになりました。

今年に入ってから岩見沢市、月形町と広域についての話し合いが進み、基本的な合意がなされたということが市長の市政報告でなされましたが、この市政報告では詳しい内容がわかりませんので、改めてお聞きいたします。

2 つ目は、ゴミの回収計画、輸送体制についてであります。市長は、先日の同僚議員の質問に対してのご答弁で、生ごみについては堆肥化することを表明いたしました。堆肥化については、市民によるアンケートでも概ね賛同されておりますので、堆肥化を前提にお聞きいたしますが、生ごみを分別すれば燃えるごみの約 3 分の 1 が少なくなります。現在は、燃えるごみは 1 週間に 2 回収されています。これは、燃えるごみの中に生ごみが混入されており、臭気や衛生上のこともあったと思いますが、生ごみが分別されるなら臭気や衛生上の問題はなくなることであり、また、ごみの量も約 3 分の 1 少なくなります。この場合、これまでどおりの回収になるのかどうかであります。

もう一つの問題は、生ごみを除いた可燃物をどのように運搬するのかであります。家庭から回収して、そのまま岩見沢まで運ぶのか、あるいは一時的にストックヤードなどに堆積して運ぶのかで車両の台数など大きな違いが発生し、ごみ処理にかかわる維持費、管理費にも影響します。どのようにお考えなのかお聞きいたします。

3 つ目は、生ごみの堆肥化の設備についてであります。生ごみを堆肥化するためには当

然、その設備が必要になりますが、設置場所や設備内容など具体的な検討がなされているのかどうかお聞きいたします。

4 つ目は、堆肥利用の見通しについてであります。生ごみを堆肥化した場合、生成された堆肥の利用の見通しがなければなりません。最大の利用者である農業関係者、農業団体との話し合いはどのようなになっているのかお聞きいたします。

また、堆肥化を進めている他の市町での利用状況がどのようなになっているのかお聞きいたします。

あわせて、本市で堆肥化した場合、生成された堆肥が市内で消化される見通しがあるのかどうかお聞きいたします。

大綱質問の 2 点目は、住宅リフォームについてであります。3 月の東日本大震災に伴う福島県東京電力原子力発電所の事故以来、省エネ節電が大きな問題になり、それとのかかわりで住宅の断熱リフォームなども進められてきています。一方、不況の中で、中小零細企業の建築関係の業者からは、自治体が行っている住宅リフォーム制度を拡充してほしいという要望も多く寄せられています。

具体的にお聞きいたしますが、1 点目は、本市が行っている住宅リフォームの助成制度の種類と内容がどのようなものなのかお聞きいたします。

2 つ目は、この制度を利用する件数及び工事金額、助成金額について、平成 22 年度及び 23 年度の現在までの状況をお聞きいたします。

3 つ目は、今後の取り組みとして、どのような計画をお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、市立病院の健全化計画についてであります。この問題についても先日の同僚議員の質問がありましたが、具体的な問題もあり、できるだけ重複を避け質問いたします。

10月に行われたまちづくり地区懇談会においても、また議会報告会においても、参加された市民から出された意見や要望の多くは、市立美唄病院の経営のあり方や将来の見通しについてであります。

質問の1点目は、平成23年度における決算の見込みについてであります。平成22年度の決算については、入院患者数、病床利用率、外来患者数が共に予定より約10%減少し、6,856万5,000円の損失となり、一般会計からの繰入金の前倒しとして1億0,600万円を繰り入れされておりますが、平成23年度の決算についてはどのような見通しなのかお聞きいたします。

2つ目は、医師の確保の現状と今後の見通しについてであります。新聞などの報道によれば医師確保の厳しい現状が報じられていますが、現在の状況と今後の見通しがどうかお聞きいたします。

3つ目は、美唄市地域医療体制のあり方検討委員会の検討の経過と内容についてであります。過日の新聞報道によれば、検討委員会が設置され、今後の地域医療体制について検討されたとありますが、新聞報道だけではその内容が十分理解されない部分もありますので、改めて検討の経過と内容についてお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、ごみの広域処理について、3市町のその後の話し合いの経過についてですが、広域処理につきましては、平成16年度から岩見沢市、夕張市、三笠市、美唄市、月形町の5市町において、平成24年度からの広域での焼却処理施設の稼働を目指し検討してまいりましたが、平成21年度に夕張市と三笠市が計画への不参加を表明したことにより、広域処理を断念したところであります。

このことから、平成22年度に可燃ごみの収集が類似している月形町との共同で、生ごみを含む可燃ごみを一括処理できる高温高压システムでの検討を行ってまいりましたが、先行実施している自治体で不具合が生じるなど、システム等に課題があることから、方向性を変更せざるを得ないことを月形町へ伝えたところでございます。

平成23年に入り、岩見沢市、美唄市、月形町の3市町での広域を視野に、施設設備費や運営費などの協議を行い、本年11月10日、3市町で広域処理することで基本合意に至ったところであります。

合意の内容といたしましては、岩見沢市に建設する新しいごみ処理施設の整備及び運営につきましては、平成27年4月を稼働目標と定め、運営は地方自治法に基づく事務の委託とし、ごみ処理を岩見沢市に委託するなどあります。

また、施設整備費については、平成27年度の計画ごみ量に応じ負担することとし、運営費は、ごみを搬入する各年度の実績ごみ量に応じて負担することとしております。

このことから、現在、3市町合同で策定中の循環型社会形成推進地域計画の中に、施設規模に係る計画ごみ量やごみの減量化、資源化などの施策を盛り込むための協議を進めているところでございます。

次に、ごみの回収計画、輸送体制についてありますが、生ごみの収集方法としては、他市の事例では、ごみ袋を使用する方法とバケツを使用する方法がありますが、この収集方法によって収集回収などが異なることから、今後、市民の皆さんが分別しやすい方法を考慮しながら検討してまいります。

また、生ごみを除く燃やせるごみの収集方法につきましても、あわせて検討してまいります。

次に、広域処理に伴う輸送体制についてありますが、生ごみを除く燃やせるごみの運搬については、市内のごみステーションからそのまま岩見沢市に搬入する方法と、市内に一たん集積してから運搬する方法などが考えられますが、今後、効率性やコストなどを比較検討することとしております。

次に、生ごみの堆肥化の設備についてありますが、現在のところ、本市の生ごみ堆肥化の設備内容等は決まっておりませんが、これまで道内8カ所の生ごみの堆肥化施設を調査したところでは、堆肥化の設備内容は地域特性や堆肥化手法によってさまざまであり、これらの調査結果を踏まえて、今後、できるだけ早い時期に堆肥化手法などを含め、決定してまいりたいと考えております。

次に、堆肥利用の見通しについてありますが、美唄及び峰延の両農協との協議については現段階では行っておりませんが、今後、

協議をさせていただきたいと考えております。

次に、他市町での堆肥の利用状況ですが、これまで調査した道内8カ所の堆肥化施設では、農業者や地域住民に、そのほとんどが利用されている状況と伺っております。

次に、できた堆肥の利用については、今後、両農協や市民の皆様方に利用していただけるよう努めてまいります。

次に、住宅リフォーム助成について、住宅改修促進助成制度についてありますが、高齢な方の居住環境の向上を図るため、住宅のバリアフリー化及び断熱・防寒改修を行う場合に、その経費の一部を助成するものであります。

助成の対象は、市内の60歳以上の方が居住する住宅の段差解消や、高齢者に対応した浴槽並びに断熱窓の設置などに対し、対象工事費の3分の1以内、10万円以上20万円以内の助成で、工事の施工については、市内の業者に限定しているところであります。

次に、住宅改修促進助成制度の今後の計画についてありますが、この助成制度を多くの市民が利用され、そのことにより市内の経済効果も大きいことから、今後もさらに市民への周知を図り、次年度以降も引き続き、高齢者の方が安心して住み続けられる住まいづくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院の健全化計画について、平成23年度の病院事業会計の決算見込みについてありますが、10月末時点の推計で申し上げますと、支出は人件費や診療材料費などの費用が計画より縮減されますが、医業収益が入院及び外来患者数の減少により計画を

下回ることから、経常損失が見込まれるところであります。収益的収支では一般会計からの繰入金の前倒しにより計画以上の純利益が見込まれ、資金不足額の解消及び資金不足比率は計画を達成する見込みであります。

次に、医師確保についてであります。平成 23 年度における状況といたしましては、常勤の神経内科医師を招聘したほか、眼科は北海道大学の非常勤眼科医師の派遣が中止になったことから、旭川医科大学及び札幌メモリアル眼科から非常勤医師を招聘し、診療体制の確保に努めてきたところであります。さらに、来年 2 月からは、市内に居住が可能な常勤の内科医師 1 名の招聘が内定しております。医師の確保につきましては、病院の最重要課題となっておりますことから、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、地域医療体制のあり方検討委員会における検討内容についてであります。市民が安心して生活できる持続可能な医療体制の構築を図るため、検討委員会を設置し、1 回目の会議を 11 月 21 日に開催いたしました。内容といたしましては、本市の疾病状況及び受療動向や救急搬送の状況のほか、市立美唄病院の現状などについて事務局から説明し、ご確認をいただいた後、検討事項として、今後の地域医療体制のあり方について活発な議論をさせていただいたところであります。主な意見といたしましては、初期救急医療の堅持や在宅医療の充実に関するもの、病院間の連携や介護施設との住み分けに関するもの、回復期に対応する病床の確保に関するもの、入院や救急業務を担う内科医の確保に関するものなど、多くの議論が交わされたところで

あります。

なお、住宅改修促進助成制度の利用状況については、都市整備部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 都市整備部長。
- 都市整備部長山口隆慶君 私から平成 22 年度、23 年度現在までの制度利用の件数及び工事金額、助成金額についてご答弁申し上げます。

平成 22 年度は助成件数が 72 件、助成額は 1,227 万 4,000 円、契約金額の合計は約 9,700 万円、業種別では、建築関係が 17 業者 43 件、建具関係が 4 業者 28 件、設備関係が 1 業者 1 件、平成 23 年度は 11 月末までの助成件数が 63 件、助成額は 1,093 万 8,000 円、契約金額の合計が約 8,400 万円であり、業種別では、建築関係が 15 業者 32 件、建具関係が 3 業者 27 件、設備関係が 3 業者 4 件となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2 番、長谷川吉春議員。
- 2 番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきます。

最初に、ごみの広域処理の問題ですが、先ほどの市長のご答弁ですね、岩見沢につくられる新しいごみ処理施設の整備及び運営については、地方自治法に基づく事務の委託として、ごみ処理を岩見沢市に委託するというご答弁だったわけです。私は、この運営についてはですね、こうした委託ではなくて、桂沢ダムの事業団、あるいは南空知の消防などでの一部事務組合だとか、そういう形での、いわゆる各構成している自治体から議員を選

出して、対等、平等の立場でいろんな運営や管理について議論していくと、そうした方式の方がいいんじゃないかという具合に思うわけですね。どうしても、岩見沢に全部おまかせみたいな形になるとね、美唄のいろんな意見や要望そのものが、きちっと的確に反映されるのかどうなのかということでの懸念があるわけです。確かにごみの量そのものでいえばね、岩見沢などに比べれば、大きな違いがあるわけですが、使用料というか、利用する数量によって大きな違いがあるということでは、例えば、桂沢ダムについて言えば、岩見沢市と美唄市と利用する数量はかなり大きな違いがあるわけですが、ごみの量もそうした違いはあるけれども、各自治体の意見や要望、さまざまな取り組みの課題について対等、平等に話し合っていくという上では、そうした一部事務組合という形での管理運営が望ましいのではないかという具合に思うわけですが、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

それから、ごみの堆肥化の設備への問題ですね。当然、堆肥化するということになる、設備をつくらなければならないわけですが、どういった設備をつくるのかという問題なわけですね。堆肥化するというのは、当然、家庭からの生ごみがそうですが、それと同時に、いわゆる農業に伴って出てくる、例えば籾殻だとか稲わらだとか、あるいは出荷できない野菜、いわゆる畑にすき込むことのできない、そうした野菜なども出てくるのではないかという具合に思うわけですが、そういうものも含めて生ごみにするのかどうか。そうした生ごみの種類と言いますか、

つくられる材料と言いますか、そういうものによって、いろいろ設備の中身も変わってくると思うんですよね。

それと同時に、最大の利用者である農家の人たち、あるいは農協などでどのように利用されていくのかと。いわゆる堆肥としての熟成度と言いますか、それが完全に熟成したものを使う、あるいは、そこまでいなくても半熟性みたいな形で使うのかと。これは水田に使う、あるいは畑に使う、畑に使う場合でも野菜畑だとか果実だとか、そういう、いろいろな違いがあると思いますけども、どういったものを農家の人たちが望んでいるのか。そうしたものによって、設備の内容もいろいろ違ってくると思うんですけどもね。そうしたことを考えますと、やはり、どういった設備をつくるのかということでは、やはり農業関係者との話し合いを進めながら、その設備の内容を決めていかないとはいえないのではないかとこのように思いますけども、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、住宅のリフォームの問題です。先ほどのご答弁で、この制度の利用の件数については、平成 22 年度が 72 件、それから、23 年度は 11 月末で 63 件あったというご答弁だったわけですね。お聞きするところによりますと、昨年の美唄市での新築・増改築の件数が約 30 件ということですからね、そうした件数から見ると、この住宅リフォームの制度を利用しての工事の件数が、かなり大きな数になるわけです。もちろん、工事金額で言えば違いがあるわけですが、平成 22 年度で言えば助成金額が 1,227 万 4,000 円と、工事金額が 9,700 万円、そうした工事になるわけで

すね。23 年度で言えば助成の金額が 1,093 万 8,000 円で、工事金額で言えば 8,400 万円という、それだけ業者の人達が、特に美唄の場合、そうした建築関係、住宅関係の業者、中小企業、零細企業が多いわけですが、そうした中でこうした助成を利用する工事というのは、業者の人達にしても大変助かっているわけですね。

先日、岩見沢市で行っているこうした助成制度をお聞きしてきたんですけども、もちろん人口の違いがありますので、金額としても件数にしても美唄とは大きく違うんですけども、美唄と岩見沢との何ととっても違いの大きな問題は、その助成の対象がかなり岩見沢の場合は広いわけですね。美唄の場合はここに書かれているように、非常に、対象が高齢者や障がい者に向けてのリフォームだとか、そういうものになっているわけですが、岩見沢の場合、相当その幅が広いと言うか、対象が広いことが大きな違いになっているわけです。今、この不況の中で、中小・零細の業者の人達がね、こうした金額はそれほど大きくはないけれども、先ほど申し上げたように、美唄全体としては、そうしたお金が動くわけですね。美唄市の活性化を図るためにも、また、中小・零細の建築業者の人たちのためにも、美唄において行っている助成の対象制度を、もっともっと拡充していくということが必要でないかと。何人かの業者の方からも、ぜひともこの助成制度を拡充して欲しいという要望が寄せられておりますので、その点についても市長のご意見をお聞きしたいという具合に思います。

次に、市立美唄病院の健全化の問題ですけ

ども、平成 23 年度の病院の経営状態の見通しで言えば、やはり経常損失が見込まれるということが報告されました。22 年度の場合も、患者数が約 10% ぐらい減っていると。今年度も恐らくそのくらい減るんじゃないかという具合に思うわけですね。患者数が年々減ってきている訳ですけども、そうした中で、去年の 11 月に出されたいわゆる健全化計画の見直しということで資料があるわけですが、私はこの資料を見て非常に奇異に感じたことがあるわけですね。どういうことかということ、23 年度、24 年度、25、26、27 年度まで、医業収益、それから入院収益、外来収益、これが 23 年度から 27 年度までずっと同じ数字なんですよね。何でこうなるんだろうかという疑問を持っているわけです。果たして、これで 27 年度までのね、こうした患者数が減っているということを考えますと、果たしてこれでいいんだろうかどうなのかということ疑問に思うわけです。

先日の同僚議員の質問、いわゆるごみの問題で、平成 27 年度で生ごみを分別した場合のごみの量がどうなるのかという推計に対して、市長がご答弁されてるんですけども、中には、いわゆる専修大学の問題、それから美唄病院の問題、そうしたことも考慮に入れて推計の数字を出されたわけですね。私は、そうしたやり方というのは当然だと思うんですけども、しかし、病院の健全化計画ではそうしたことは一切なされていないんですよ。だから、ごみの問題では、そうした今後起こりうる問題についてはきちっと推計することですけども、病院の健全化計画では、そうしたことは推計されていない。一方では

起こりうる事態を考慮に入れる、一方では考慮に入れないという、そうした手法が、果たして、それでいいんだろうかどうなんだろうかということを非常に疑問に思うわけですね。そういう点で、そうした今後起こりうる状態も考慮に入れた形での計画の見直しなども検討していかないとならないんでないかという具合に思うわけですが、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、地域医療体制のあり方検討委員会の問題ですが、先日のご答弁の中で、検討委員会を重ね協議を進めていきながら、今年度中に一定の方向性を出したいというご答弁をされたわけですね。私は、この検討委員会を運営していくに当たって大事なことはね、市としてどういう立場で検討委員会に臨むかということなわけです。あくまでも市としての考え方は白紙で、検討委員会で出された結論に基づいて、それに従いますということなのか、あるいは市としての一定の考え方を持って検討委員会に臨むのかということでは、非常に大きな違いがあると思うわけですね。

今年6月に市長選挙が行われました。その時の高橋市長候補の選挙公報、あるいは新聞などでの談話などの中で、いわゆる地域医療の問題、市立病院の問題なども出されていたわけですが、それに対して、多くの市民が高橋市長候補は市立病院を廃院にすると、あるいは診療所にすると、そういう考え方なんだという、そういう受けとめ方をしている人たちが結構多かったわけです。そのことが選挙結果に一定の影響を及ぼしたということでは否定できないわけですね。そのことから、私は、多くの市民が市立病院をやはり美唄の

医療体制の中核医療としての役割を今後とも果たしてほしいと、そうした市民の多くの願いの反映だという具合に思うわけですが、私は、やはり美唄の市立病院、何としても存続をさせるという、そうした立場を明確にして検討委員会に臨むべきでないかという具合に思うわけです。そのことが市民の要望に応えたものになるという具合に思うわけです。

議会報告会の中でも、そうした意見も数多く寄せられているわけですが、そうした市としての考え方を明確にして検討委員会に臨むべきでないかという具合に思うわけですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、ごみの広域処理に関わる事務の委託についてであります。広域でのごみ量の80%以上が岩見沢市であることや、管理を一元化することによって事務の簡素化が図られ、経費削減につながることから、3市町での協議の上、事務の委託を選択したものでございます。

次に、生ごみの堆肥化の設備についてであります。家庭から出る生ごみを対象としておりますが、本市の基幹産業は農業であることから、できた堆肥を農家の方や市民の方に利用していただくことが重要であり、堆肥化設備を決定するに当たっては、農業関係団体などと事前に協議をしてまいりたいと考えております。

次に、住宅改修促進助成制度についてであります。制度の拡充につきましては、住宅

の耐震改修助成制度も含め検討してまいりたいと考えております。また、新たな住宅建設に係る助成制度につきましては、市の財政状況も踏まえ、十分検討させていただきたいと思っております。

次に、病院経営健全化計画の今後の見通しについてであります。計画達成に向けて全力で取り組んでおりますものの、現在、市立病院が抱えている課題は多くあり、地域医療に及ぼす影響が非常に大きく、いわば地域医療全体の課題として解決していかなければならないものと考えております。こうしたことから、現在進めております地域医療体制のあり方検討委員会での意見等をもとに、市立病院のあり方など、方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、この方向性等を踏まえ、必要に応じて健全化計画の見直しも検討するなど、経営健全化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療体制のあり方検討委員会についてであります。地域全体の医療体制をどのように構築していくかについて検討することとしており、市立病院のあり方などについては、検討委員会での議論などを踏まえて方向性を見出してまいりたいと考えております。

また、検討内容については、市民の皆さんとの情報の共有化に努めるとともに、一定の方向性、姿をお示しできる段階になりましたら、市民の皆さんの声を反映する機会を設けてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域医療を取り巻く現状については解決すべき課題が多くあり、検討を進める中で、市民の皆さんが安心

して暮らしていくことのできる地域医療体制の構築に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成23年の第4回定例会に当たりまして、5点にわたり質問をいたします。

1点目は、野生動物に対する対策強化についてです。今年の大ニュースの1つといたしまして、道内では、堂々と街の中をクマがのし歩く、出没・目撃情報が非常に多くありました。連日にわたって報道され、先日の12月4日にも、クマの親子が、隣の三笠市の西桂沢で目撃をされております。また、上ノ国では、木登りをしてる子グマが救助をされたというような北海道新聞の記事もありました。今年のクマは、まだ冬眠にどうも入っていないよと、全く困ったもんです。市も国設スキー場付近に現れましたし、私の住んでいる峰延地区隣の三笠市達布、さらに光珠内の高速道路のある松下牧場の近くにも現れました。エサとなる木の実が不作をし、山から下りてきたようで、道もヒグマ保護管理計画があるようですけれども、調査では全道各地では11月末までに749頭にも上がっております。

また、エゾシカですけれども、これは明治の初めに、乱獲や大雪などの影響を受けまして一時絶滅寸前になりましたけど、その後の保護政策によって、道内ではその後、30年ほどで道東を中心に急増したと。今、全体で60万頭がいると言われております。増えた原因は、原生林だった場所が農地に変わり、天敵

だったエゾオオカミが絶滅するなど自然環境の影響で、樹木や川、希少植物を食べ、森を荒らし、自然の姿を変えてしまっているのです。また、エゾシカの被害は、畑が荒らされ、自動車や列車との衝突事故も多くありました。市内においても、たびたびエゾシカの被害が目撃されており、私は、実はケアハウスのハーモニーの奥でエゾシカを見た経験があります。このエゾシカの被害、2009年で全道の農業被害額は50億8,000万円にもあがってます。2010年の捕獲数は約11万頭にもなっているんです。最近では、岩見沢市のあの林檎園のある毛陽地区でも果樹園が被害に遭ったという報告で、防護柵をつくったと。これは、どうも国から補助もあると伺っております。

昨日の新聞を見ていますと、シカワナ、ワナ銃規制ということで、道の方針が打ち出されておりました。アライグマについては、元々ペットで輸入されていたのが飼育放棄で野生化してしまったわけで、これらは市議会の議会報告会でも、市民から「被害を増えているので何とかしてほしい」という切実な要求が出されております。私も、ヒグマについて市も出没情報をホームページで周知をされていたとか。予算面につきましては、前年比3倍で対応しているという。夕張市では、警察署が実はクマ情報誌クマップを作成し、ホームページで公開をしております。

全道、全国各地で、この野性動物に対する対策強化をしていますけれども、捕獲者、ハンターは、1970年には53万1,000人と、これ免許所有者ですけど、2009年には18万3,000人に激減してるという。そのうち6割が61歳以上です。

道内では、平成21年度で見ますと、8,716名。石狩が一番多いと。これちょっと以外な感じでしたけれども、石狩が多いということで、1,607名、次いで十勝1,192名、網走が979名、4番目に空知で911名となっています。空知も実は60歳以上が435名で約半数、これは全道でも同じですけども、同様60歳以上が約半数となっている、こういう現実面があるわけなんです。

ハンターの誤射といいますか、2月には厚真のあの事件、まだ未解決です。10月には喜茂別での事故もありました。いわゆる社会問題にもなったわけですけども、野生鳥獣に関する農作物被害、先ほども言いましたけれども、200億以上が推移している状況を見まして、やはりここでお伺いをいたしたい点は、1つは、市内の狩猟免許交付者、種別ごとの数と年齢、2つは、目撃情報の数とハンター出動回数、3つ目は、狩猟者に対する報奨金の額、日当、車代、4点目は、高度な技術や知識を持つ専門家あるいはプロハンターの必要性、5つ目は、今後の対応策をお伺いをいたしたいと思います。

2点目につきましては、生活保護の現状と対策についてです。なぜこの件をといいますと、とんでもない数字で年々保護費が増えているからなんです。11月9日の報道によりますと、7月時点で、60年ぶりに全国205万人を突破したと。道内も全国3番目で16万5,000人、共に過去最多で、戦後のあの混乱期よりも多くなった、こういう現実があるわけです。

ところが、わずか1カ月後の12月7日、最近ですけども、8月時点の速報値を見ます

と、205万9,871人になってる。2万人も増えているという実態があるわけなんです。あの大阪市、橋本知事の、市長ですか、なりましたけれど今度は。全国最多で15万人、18人に1人が受給者になってきてると、一般会計で17%を占めると。東京都も27万4,191人、昨年同期よりも2万人も増えているんです。

道内では35市の中で、対前年比の伸び率が、千歳市が18.5%で最大、石狩が14%、北広島が11.9%、札幌市が9.1%、これ伸び率ですけども。どうも札幌近郊で受給者が増えているのが特徴である。隣の岩見沢市も65世帯増の1,547世帯、保護費が約35億円になると。岩見沢市は過去最多を更新したということでした。

生活保護費がこのように様変わりしてる事例といたしましては、2008年のあの秋のリーマンショック、ご承知の通り年末は、都心では年越派遣村が現れまして、以降、働ける年齢層の「その他世帯」が一気に増えた。2007年度から2倍以上に拡大していきました。労働市場は狭くなるばかりで、職業訓練を通じ、就労に結びつけるよう試みたものの、雇用が低迷し、同様な今、現状が続いてるわけです。

伺いたいのは、岩見沢市同様、過去最多とそこで、比較されるのは最低賃金です。道内では時給705円となりましたけれども、依然として生活保護費の給付水準を下回っている。逆転解消にはならず。今年度の改定で9都道府県があったわけですけども、3道県に減ったものの、北海道は、逆転現象が解決には至っておりません。

なったというふうにも予測がされるわけで

すけれども、1つ、市の生活保護世帯数と総額、2つ目は、前年に対し保護率は全道、空知の一体どの位置にあるのか、3つ目は、支給世帯の年齢の分布比率、4つ目、不正受給の指摘数、理由、5つ目は、福祉の市として、今後の対策、そして取り組み状況をお伺いいたします。

3点目は、市外の高校創立記念式典への市長出席についてです。冒頭、市長ちょっとお伺いをいたしたいと思いますけれども、10月15日に開催をされました奈井江商業高校創立60周年記念式典に市長出席されておりますよね。うなずいているということは出席されたということです。60年の節目として、さらなる飛躍を誓う。また、隣町ということで、この式典に出席は大変意義があると思っております。

実は、なぜこのような質問するかと申しますと、平成19年度の第3回定例会において、岩見沢農業高校創立100年記念式典、これは市長は欠席、祝電のみの対応で終わらした点があるからなんです。隣の市として、1クラス以上、40人以上が市から通学をしておりますし、2万2,000人の卒業生がいる。市の農業後継者を見ても、ほとんどが卒業生であると。今、この市議員もそうですけれども、大体定員14名で5名が岩見沢農業高校卒業生となってます。そのように、非常に多いという実態があるわけなんです。当日は石狩、胆振、日高、非常に遠方から、市長とか町長、副市長、教育長が出席し祝福をしていました。そういう姿を目の当たりにしまして、本市と言え、市長、副市長、教育長、いずれも欠席をし、協賛会にも入っていない。1

通の祝電のみで終わった、非常に寂しい思いがし、あまりにも近所づき合い、隣の市として、つき合いが悪いのではないかという失望した経過があるわけなんです。

当時の市長答弁は、市外の高校から招待があった場合、祝電のみで対応してきたと。岩見沢農業高等学校の場合も、それを踏襲したと、同様な対処をしたという答弁でした。スケジュール面がいろいろあったにしても、市長、副市長、教育長間で調整をし、代理出席でお祝いをすべきだったというふうにも思っていました。

美唄聖華高校、美唄尚栄高校、美唄工業高校、これは全部全道一円から生徒が集まっているんです。式典等の機会があった場合は協賛会に入り、また、学校側が近隣市町村に招待状を出す、こういうことが予測をされるわけですから、今回の市長の出席でなんかすっきりした感をしております。

この件について方針を変えたのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

4点目は、教育の服務実態調査についてです。先ほども同僚議員から質問がありましたけれども、違った視点でお尋ねをしたいと思いますが、会計検査院が、道内公立小中学校の教職員に不適切な勤務をしたと指摘をしました。道はそれを受けて、過大に支給された給与 703 万のうち、道負担 468 万 4,000 円の返還を求めようとしております。不適切な勤務は、道内 209 校が対象、647 人、3,392 時間に及ぶというんです。

不適切勤務とはいったいどうなのかと、なんなのか。解釈によっては、どうもわかりづ

らい面があるわけなんです。学校は企業や官庁と違い、人を育てる場なんです。教職員、先生方に不適正という、いわゆる規則や管理面を縛るということはいかななものかと考えているんです。そう思うんです。

道教育委員会は、ことさら話題性を大きくし、全ての教職員がこれにかかわっているような錯覚をしてしまうような報道もあります。文科省も、回答を得るたびに職務命令を発すると異例の指示をし、強制力を盾に実施する、果たしてふさわしいものかどうか、この点が疑問に感じているんですよ。

私も、実は国家公務員として在職中の後半の 12 年間、会計検査院と毎年接する機会がありました。その会計検査院のあり方について、質問等も今残っておりますけれども、いろいろあります。それは別として、もう時効ですね。だから、とやかく一つひとつ言うのはやめにしたいと思えますけれども、教職員は、児童生徒に事があれば 24 時間勤務で対応してるんですよ。一般公務員とは違う点、この点をはっきりさせるべきだ。

会計検査院の報告を受けて、最近の報道では、この道教委の勤務実態調査のチームを設置したと。専従の職員 12 名含め、最大で 94 名体制と。さらに 14 の教育局に数人から 10 人の調査チームを設けた。何と 73 人体制で既に着手してるんです。ね、教育長。それにしても不明な点が多い。その調査担当からして何が不正なのか。非常に、不満も道内一円に蔓延してるというふうにも判断しておりますよ。

次の点をお伺いをいたします。1 つ、不適切勤務とはいったい何なんだと。市内の該当、

先程の同僚議員の中で2名いるということもお伺いをいたしました。内容メモしたけど早かったのでもっとわからなかったんですけども、長期休業者の校外研修を触れておりましたけれども、これはちょっと内容わかりません。それを承認をしている校長に問題があるんでないですか、教育長。

2つ目は、道教育委員会の調査実施要領通知は既に届いているのかどうか。

3つ目は、全国平均より道内は超過勤務が多いんですよ。美唄市の状況等、現場の教職員をこのような調査で萎縮させて、今後の部活動に影響はないのかどうかお伺いをいたします。

5点目は、集団フッ素洗口事業についてです。集団フッ素洗口事業は、2004年9月から「お口ブクブク大作戦」としてスタートしました。当時の厚生省、当時ですけれども、認めている理由から全国で導入が進みました。しかし、歯科医師等から安全性をはじめ多くの問題点が指摘をされているんです。そして今日に至ってるんです。それは洗口に使用されるフッ素、健康への悪影響を危惧しているからなんです。歯科医師、学者、研究者が、一斉集団で導入すべきではない。いわゆる伝染病ではないんですから、虫歯に集団で予防措置をする必要性や緊急性はない。必要と思う家庭は地域の歯科医で行うべきということで、危険性、問題点が多く出されてるわけなんです。

市は、平成23年度中に、今年度ですよ、市立の幼稚園児にフッ素うがいの導入をする動きが見られます。虫歯の原因として重視されてきた砂糖の摂取量が急激に減少してるとい

う現状を見ますと、集団で洗口の必要性が低く、歯磨きの徹底によって十分と思えていきます。また、フッ素中毒の危険性が高く、この応用によって、健康被害から幼稚園児を守るために導入すべきではありません。

ここに、日本弁護士連合会の集団フッ素洗口の中止を求めた意見書があるんです。教育長、これそうですよ。教育長、こっち向いてくださいや、あっち向かないで。教育長、これが日本弁護士連合会の資料ですよ。集団フッ素洗口の中止を求める意見書ですよ。今年の1月21日に出されたもので、何と33ページにもなる、こういう分厚いものが出されているんですよ。読みましたか。うなずいてるから全部読んだというふうに判断しますね。問題点や違法性等を弁護士としてはものすごくこれで指摘をしております。結論として、当時の厚生省及び地方自治体に対して、集団フッ素洗口が事実上強制をされてる、フッ素の管理・調合・使用が、専門家の監督指揮下に置かずに、フッ素の公平な情報提供が無く、また、実施した後の追跡調査が行われていない、こういう問題点を調査検討し、改善をすべきであると訴えてるんですよ、弁護士会は。安全性、急性毒性、過敏症状・アレルギー、副作用、詳しく述べられております。6歳未満では、フッ素洗口液を飲み込む危険性がある、海外の実態を含めまして、予防効果は少ないもので、集団で利用の必要性はない。公衆衛生上、学校、保健所の必要性・相当性については、重大な疑問が残ってる、判断基準、政策の違法性面のところ、いろいろあると思いますけれども、これは放置できません。中止をすべきであると。

このような、いろいろな観点から、次の点をお伺いをいたします。1つは、安全性が解明をされたのかどうか。フッ化物洗口はさまざまな見解があるものと考えますが、学識者から安全性に対する危惧が指摘をされてきていると、これらは解明をされていない今現状にあるわけです。

2つ目は、洗口液を間違えて飲んでしまった危険性、排水管等の腐食と実際に関わる現場の意見を聞いているのかどうか。全国の実例がいっぱいあります。

3つ目は、劇薬であるフッ素の安全性の検証、薬事法違反に該当するものでないのかどうか。

4つ目は、保護者、教職員に対する説明で理解と同意を得るべきであることで、強制はすべきでないということで、この点をお伺いし、以上をもって、この場からの質問にさせていただきますたいと思います。

●議長内馬場克康君 森川議員の質問に対する理事者の答弁は、午後からにいたしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします

正午12時08分 休憩

正午12時59分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、野生動物に対する対策強化について、ヒグマなどの目撃情報等についてであります。ヒグマにつきましては、4月から11月までの間、目撃情報のほかに糞や足跡に関する通報も含め合計15件あり、その都度、現場確認等のため、北海道猟友会美唄支部に出動いただき、その後も現場周辺等のパトロールを行っていただいております。

また、アライグマにつきましては、4月から現在まで合計94件の通報や相談があり、猟友会に箱なわの設置や駆除などの対応をしていただいているところでございます。

次に、鳥獣捕獲にかかわる経費についてあります。市では、現地パトロール、箱なわ設置、駆除などの業務を北海道猟友会美唄支部に委託しており、本年度は178万5,000円の委託料で対応をいただいております。このほか、委託業務のほかに、美唄市ヒグマ駆除対策要綱に基づき、ヒグマ駆除推進員15名を委嘱しており、その要綱に沿って出動した場合には、日額4,500円の出動手当てを支払うほか、捕獲した場合は1頭につき1万円の報奨金を支払うこととしておりますが、平成20年度以降、この要綱に基づく出動はございません。

次に、狩猟者の確保についてであります。ヒグマ目撃情報等の増加やエゾシカの個体数調査の強化に伴い、狩猟者を育成・確保することは、市民生活の安全確保や野生鳥獣による農作物被害の防止を図る上で重要な課題であると考えております。

しかし、猟銃を所持するには、制度上さまざまな制約がありますので、市としましては、各農協や北海道猟友会美唄支部などで、本年

6月に設立した美唄市鳥獣被害防止対策協議会を中心に講習会を開催するなど、人材の育成・確保に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、今後の対応等についてであります。本年度は、市の鳥獣捕獲等に関する予算を増額してエゾシカの駆除の強化を図ったほか、美唄市鳥獣被害防止対策協議会が、国の補助事業を活用してエゾシカによる農作物被害防止のための電気柵をモデル的に導入したところであります。

今後は、この協議会が中心となって電気柵の導入成果の検証を行うほか、野生鳥獣による農作物被害調査を毎年実施していくこととしており、こうした調査結果等をもとに、効果的な対策などを検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の現状と対策について、不正受給の現状についてであります。昨年度の生活保護費における不正受給の件数は16件で、返還決定額は450万円程度となっております。

主な理由といたしましては、年金額の増や新たに年金受給が開始になったことによる未申告が9件、また、稼働収入の過少申告が7件となっております。

次に、今後の対策や取り組みについてであります。近年の全国的な不況により、企業の倒産や閉鎖、縮小などによる雇用の場の喪失や低年金・無年金の高齢者の増加など、生活保護受給者数が過去最多を更新していると報道されております。

本市の保護受給者数は、依然として雇用状況も厳しく、稼働年齢層の失業者や非正規労働

者も増加傾向にあります。現在のところ、全体としては横ばい状態で推移しております。

生活保護の受給世帯に対しては、保護の補足性の原則への理解を求めるとともに、稼働年齢層につきましては、自己の能力を活用し、経済的、社会的自立を図るため、就労相談員による指導・助言を通じて、生活保護世帯の自立助長に努めてまいります。

また、高齢者には、各種福祉サービスの適切な活用により、健康を維持し、社会参加を促すなど、今後とも積極的に指導・助言をしてまいります。

次に、高校の創立記念事業に対する出席等についてであります。本市では、市外の高校の創立記念事業に際しては、従来同様、協賛金の負担は行わないこととしております。

また、式典、祝賀会につきましては、現在、副市長や教育長の代理出席を含め出席するよう努めておりますが、スケジュールにより出席できない場合は祝電をお送りし、市としての祝意をお伝えすることとしております。

なお、狩猟免許所持者の現状については農政部長から、生活保護世帯数と保護率及び生活保護不用額について、保護率の現状について、支給世帯年齢の分布比率については、保健福祉部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 農政部長。
- 農政部長須田正毅君 狩猟免許所持者の現状につきましては、私から答弁させていただきます。

本年11月末現在、ライフル銃や散弾銃が使用できる第1種銃猟免許所持者が31名、箱わなやくくりわなが使用できるわな猟免許所持

者が9名、なげ網などが使用できる網猟免許所持者が1名、合計41名となっております。

なお、この中には複数の種別免許を持っている方がおりますので、実人員としましては36名となっております。

また、実人員での年齢別構成は、60歳以上が21名と最も多く、全体の58%を占め、次に50歳代が9名、25%、40歳代が5名、14%、30歳代が1名、3%となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 保健福祉部長。

- 保健福祉部長中川直紀君 生活保護世帯数と保護率及び生活保護扶助額について、保護率の状況について、支給世帯年齢の分布比率については、私から答弁させていただきます。

初めに、生活保護世帯数と保護率及び生活保護扶助額についてであります。平成22年度における生活保護世帯数の年間平均値は616世帯で、保護率は31.6パーミル、生活保護扶助額については、13億3,000万円程度となっております。

次に、保護率の状況についてであります。平成22年度と本年6月の各都市を対比いたしますと、全道で13番目、管内では、三笠市、歌志内市、赤平市に次いで4番目となっております。いずれも変わらない状況でございます。

次に、支給世帯年齢の分布比率についてであります。本年6月現在の保護受給人員812人のうち、19歳以下が112人で13.8%、20歳以上から64歳以下の稼働年齢層が351人で43.2%、65歳以上の高齢者が349人で43.0%となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、教職員の勤務実態調査について、不適切勤務の内容と市内の該当校についてであります。本年1月から2月にかけて、道内の公立小中学校209校に対し、会計検査院が勤務実態に関して実地調査を行ったところであり、本市においては、小学校2校が検査を受けたところであり。調査の内容は、勤務時間中の職員団体のための活動について、長期休業中の勤務実態について、長期休業中の校外研修の状況について、外勤、出張及び職務専念義務免除の実態についての4項目であります。

この調査結果については、去る11月7日に、会計検査院が国会に報告したところであり、本市においては1校が、長期休業中における不適切な勤務について指摘を受けたところあります。

次に、道教委の勤務実態調査の通知についてであります。文部科学省は会計検査院の検査結果を踏まえ、10月13日付で北海道教育委員会に対し、会計検査院が行った検査と同様の調査を実施するよう指導を行ったところあります。北海道教育委員会はこれを受けて、11月16日付けで各市町村教育委員会に対し、「教職員給与費の適正執行等に関する調査」の実施について通知を行ったところです。このことから、本市では、各学校の教職員の勤務状況を示す各種資料を11月25日までに取りまとめ、空知教育局に提出したところあります。

今後、北海道教育委員会が中心となり、提出書類をもとに調査を実施し、来年8月をめ

どに調査結果をまとめることとしております。

次に、勤務実態の調査実施による学校現場への影響についてであります。この度の北海道教育委員会が実施する「教職員給与費の適正執行等に関する調査」は、会計検査院から指摘のあった不適切な勤務実態の有無を明らかにするものであり、調査によって道民の信頼回復を図るものと理解をしているところであります。

次に、集団フッ素洗口事業について、フッ化物洗口の安全性についてであります。フッ化物洗口は、就学前後から開始し、長期間継続して実施することにより、確実な虫歯予防の効果があることが、国内外の調査研究によって科学的に実証されており、WHO世界保健機関や厚生労働省など、国内外の専門機関や専門団体が一致して有効性と安全性を認めているところであります。

次に、実施に向けた現場の意見聴取についてであります。フッ化物洗口の実施に当たりましては、その安全性について不安を持つ方もおられます。このため、フッ化物洗口の安全性や適切な実施方法について、子どもの保護者や教職員等の関係者に対し十分にご理解いただけるよう、説明会やパンフレットの配布等を行った上で、保護者が希望した子どもについて実施することとしております。

教育委員会では、これまでも説明会の実施や教職員との話し合いを行ってきているところであり、その中では、フッ化物洗口を進めてほしいという意見とともに、安全性への心配や取り扱いに関する質問が出されたところであり、心配等に対しましては、安全性が認められていることを説明しているところであ

ります。

薬事法との関連についてであります。幼稚園で取り組むフッ化物洗口については、市販の医薬品であるミラノール薬剤を使用することとしており、ミラノール薬剤は、薬事法施行規則に基づく劇薬扱いとなっておりますが、実際に洗口に用いられる溶液は、フッ化物イオン濃度が0.05%であることから、劇薬には該当しないところであります。また、薬事法との関係については、昭和60年の国会において、「学校の養護教諭が、フッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するのではない。」とする政府見解が示されており、法的に問題はないものと認識しております。

次に、保護者の同意についてであります。フッ化物洗口の実施に当たりましては、フッ化物洗口の安全性や適切な実施方法について、子どもの保護者や教職員等の関係者に対し、十分ご理解いただけるよう、説明会やパンフレットの配布等を行った上で、保護者が希望した子どもについて実施することとしており、強制するものではありません。

教育委員会といたしましては、フッ化物洗口の実施に際しましては、保護者や教職員に実施方法や薬品の取り扱いについて十分説明し、適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 6番、森川明議員。
- 6番森川明議員 それでは、お答えをいただきましたけれども、自席から意見を含めまして、再質問をしたいというふうに思います。

1 点目の野生動物に関する強化については、市の予算も増えておりますし、今後の対策についてもわかりました。民主党もこの鳥獣被害や狩猟規制のあり方など、今議論を深めてきております。また、全国農業共済組合は、野性鳥獣による農産物の被害の対応策として、鳥獣害防止対策ハンドブック等を発行し、毎年 200 億で推移している農産物の被害を少しでも減少させるための努力を強めているというところです。道内を見ましても、中標津町だけでも毎年 1 億円をかけて生け捕り作戦をしてるといふ、罠いワナということですが、国の補助金も出るということで、これをもって対応してますし、さらに、中標津町の隣の標津町では、ヒグマの広域移動に対しまして、調査によると 60 キロ以上もあるとのことで、GPS 追跡調査を行い、知床から実際には直線 60 キロ移動するという結果も判明をいたしております。酪農学園大学は、都会に出るエゾシカに通信機を付けて、初の生態調査で共生の道を模索をしてると、こういう報道等もあるわけなんです。ハンターの高齢化に伴いまして野生動物の駆除も、答えにありましたように大変ですが、市民の声に耳を傾け、関係機関等と連携を密にし、対策を強めなければなりません。

再質問として 1 点お伺いしたいことは、美唄市のヒグマ駆除対策要綱というのがあるということですが、これはいつ制定されたのか。また、出勤手当あるいは報奨金等、市独自でそれぞれ定めているようでありますが、その金額については妥当なのかどうか、その点をお伺いをいたしたいと思えます。

次に、生活保護の現状と対策についてです。生活保護の状態、市の詳しい状況を知ることができました。憲法 25 条には、私たちは健康で文化的な最低限度の生活を保障されているわけです。1950 年に今の生活保護法が制定され、最後のセーフティネット・安全網とも言われていますが、不正受給が 9 年度で約 102 億、3 兆円を超える保護費の相対的から見ますと 0.3% には当たりますけれども、多くの額が出されておりますと同時に、その中では暴力団が関与する例も多く、防止策が徹底されていませんし、低収入、低所得者層の若者も、全国的に増えている受給者の現状でございます。自治体の財政を圧迫している現況下となっております。

道内の月刊誌には、「ぐうたら市民を生み出すあきれた審査、偽装生活保護費がうじゃうじゃいる」とのすごい見出しが掲載をされていきました。病気でもなく高齢者でもない、失業者からの申請に対して甘い審査でつけ込み、金だけもらって働かないぐうたら市民が、今、急増しているという報道でございます。経済・雇用情勢の悪化で、生活保護に対するマイナスイメージが薄らぎ、審査もザル当然と指摘をしていました。思い起こすと 20 年前に生活保護申請を断られ、母親が餓死した事件以降、困ってる人がいれば、とりあえず保護をする姿勢に転化したとも言われております。

北海道新聞は、道内 16 万 5,500 人のうち、妻を施設に入れるために離婚をし、生活保護を受けるしかなかった 80 代の男性の紹介もありました。このように、生活保護のために離婚をする、または偽装離婚も多い訳で、道

内は離婚率が高く、道外は年金だけでは暮らせないと、離婚によって月約 10 万円の支給を受けている、そういう報道も多々見られるわけでございます。

実は、47 都道府県の幸福度、この間、プータンの国王が来日し、その幸福度というのが一躍クローズアップされたわけですが、道民の幸福度は下から 5 番目の状況でございます。43 位です。離婚率は 47 位で全国最悪、出生率は 46 位、正社員比率も 46 位、質問をしていました生活保護受給者率も最悪の状況でございます。ところが、別の調査で魅力度という調査もありました。北海道は、それはトップにいるんです。魅力度では。複雑な気持ちになるわけです。

市の状況も、受給者数は雇用情勢の厳しさ、失業者も非正規労働者も増加傾向にあるものの、現在のところ、横ばいで推移をしていると、こういう回答をいただいております。就労相談、生活保護世帯の自立助長、これに努め、健康維持と社会参加を促し、指導・助言を行い、世帯数が 616 世帯、13 億 3,000 万ということですが、ひとつ、全道市の 13 番目、空知の 4 番目、この位置を下げるように鋭意働きかけを強めていただきたいと思います。答えはいりません。

3 番目の市外の高校式典の市長の出席についてです。お答えをいただきましたが、平成 19 年当時の市長は、スケジュールがあって調整できなかった場合は、副市長、教育長に代わっての代理出席、これはもう眼中になかったのではないかと、あの答えで受けとめました。岩見沢農業高校創立 100 周年記念式典出席は、市長という自分の立場しか考えていな

いのか、以前にもこの種の式典があった場合は出席していないということで、祝電のみに終わらしたという。そして、それを踏襲したという答弁に、私は受けとめていました。

この種の式典というのは、数年に 1 度とかかもしれない。招待があった場合は、スケジュールによっては、お答えがありましたように、代理出席を含め検討すると、これは当然のことです。ただ、協賛会につきましては、負担をすべきだというふうに考えております。今すぐ回答ということにはならないと思いますけれども、ひとつ、協賛金の負担等につきましては、十二分に一つの課題として要望しておきますので、検討方をお願いをいたしたい、このように思います。

4 点目になります。教職員の服務勤務実態調査についてです。教職員の職務は、どうも新聞記者さんと似ているのではないかというふうに私はとらえております。子どもの学習指導が終わる、勤務時間内に職員室で明日の教材の準備をする、参考とすべき新聞、書物を読む、記者の仕事も全て時間のみでは割り切れない、記事の締め切り時間帯もありますし、また、記事の内容チェック、どう見出しをつけるか、時間外の勤務がものすごく多いということなんです。これははっきり言うと似てるのではないかと。公立学校の教職員、病気退職が 6 割近く、うつ病などの精神疾患というふうに一部で報道をされました。これは何か、ストレスがたまっているということなんですよ。

この度の服務勤務実態調査、時間と膨大なお金をかけて、全学校やる必要はないのではないですか。私は、道教育委員会はおかしい

と思ってますよ。通知は既に届いているとのことですが、市教育委員会として、道教育委員会とこの点について協議をする場面があったのかどうか。それと、今回の調査によって、疑いのある教職員に対し職務命令をもって聞き取る、記名、捺印を求めるということ、このようなことを強制させるということは、異常で疑問に思ってます。教育長どうですか。大変なこれは行為なんです。組合活動に立ち入るといふ不当労働行為や人権侵害が危惧されるんです。

それと、超勤が膨大になっているという実態を把握してますか。全国的に言われてる1つの例として、全国的ですが、長期休業中の期間等において、始業時間後の機械警備の解除や、始業時間、終業時間等の警備開始の時間、何かこれも指摘があったそうですね。教育長うなずいておりますから、そのとおりだと思います。通常の勤務日の勤務時間終了後の警備開始など、日常的に7時間45分という勤務時間定まっておりますけれども、正規の時間を超えた膨大な教職員は超勤をしているという事態、それが全然カウントされておらず、何ら超過勤務手当としては支払われていないという実態、これが実情なんです。これ違法です。早急にやはり是正をすべきではないかと。私は、学校に行ってる訳でないですけども、その始業時間云々、機械云々というのはちょっと掌握しかねない一面もありますけれども、聞くところによると、この点についても非常に問題があるというふうにも指摘がされております。一体、市の教職員の超勤の実態はどのようになっているんですか。文科省は、集約をすると月平均34時間と言っ

てます。北海道は月平均40時間となってるんですよ。この点についても、再質問でお伺いをいたしたいと思います。

それから5点目、私は、今日本当にこの問題大きいなととらえておりますけれども、集団フッ素の、その集団ですよ、フッ素洗口事業についてです。答弁では、安全性は科学的に立証済みとか、劇薬だが薬事法に抵触するものではないから法的には問題のないという、そういう答えに終始しています。これは到底、納得いくものではありませんよ。事故が起きてからでは遅いんですよ。実際に、子ども達が吐き気や嘔吐、疼痛、頭が痛い、気分不良などの急性中毒と思われる症状が全国的に起きており、その頻度が非常に高くなっているということです。また、フッ素によるアレルギーが疑われるという、このような訴えも歯科医師等には寄せられているのです。

これが、実は全国から集められた反対の資料なんです。これだけあるんですよ、反対の資料。これ、読むだけでも大変だったですよ。全国から取り寄せて。こういう状況の中で、この膨大なものを一つ一つを見ていっても、なるほどという説得力のあるものばかりでしたよ。

この集団フッ素洗口の推進ということは、条例制定があるわけですが、新潟はトップで2008年7月、北海道は2番手、2009年の6月、静岡が2009年の12月、長崎も同じです。島根が2010年の2月、千葉も2010年の3月、岐阜も同じ、7道県で制定されております。その後、佐賀が、電話等で聞くと2010年の9月ということです。鹿児島、大分も、成立に向けて動いているという情報も入

ってきました。

安全性の解明についてですけれども、多くのここに実例があるわけなんです。実は私も勤務をしたことのある長崎県、この資料によりますと、香焼町、昔の炭鉱のところでちっちゃい町なんですけれども、今は長崎市に編入されております。合併されております。この香焼町の小学校で、洗口で使用したコップの消毒液やハイアミノ残留したまま洗口して、14人が気分が悪くなったと。入院した子どもが2人いたと。そういう事故が当時の新聞に大々的に報道されているんですよ。いわゆるこの事業、集団ということで、大きな問題点として取り上げられている。調査によりますと、佐賀県の武雄市、新潟県の十日町でもやっぱり事故が起きてると。園児がみんな被害に遭ってるんですよ。以外に園児なんですよ。さらに、この洗口液を、消毒液の取り違いによって洗口をこぼした、その養護教諭が始末書を書かされていると、こういう事件まであるのですよ。教育長。宮崎では、2005年に県内14校、1,679名の児童生徒が、その危険性というのを全く知らされないで、いわゆる虫歯予防ということで実施されたと。その後、フッ素による学習会、問題点を出して、子ども達の安全を守るべきだということで、学校現場には適さないという確認をのちほどとっているんですよ。宮崎のです。仙台の薬害オンブズマン、これはフッ素班ですけれども、洗口の科学的妥当性をということで公開質問状を出しておりますし、千葉市民ネットワークでは、フッ素条例、千葉県おまえもかというような見出しで、あるいは新潟県についても、新潟なんかトップで条例作ったとこ

ですよ。中毒症の実例報告がたくさん出てきてると。2010年の11月7日には、第30回、すごい歴史ですね。30回日本フッ素研究会・全国集会が日本教育会館で開催をされ、この問題については問題あるとしてる。本年度、2011年度、これも予定をされているという、そういう実態が、赤裸々に報告になってきている。さらに、もう1つびっくりするのがあるんですよ。著書ですけれども、フッ化物洗口事業の有害性についてという。フッ化物洗口に用いられるフッ化ナトリウムは、これ、海外では今も、今もですよ、殺鼠剤、ねずみの殺す薬、ゴキブリ退治、この薬として使われているという実態があるんですよ。ですから、こういう劇物、劇薬なんだという、ものすごい見出しが大きくなってますよ。丸善株式会社2001年発行の内藤裕史さんという人です。フッ素有機フッ化物中毒百科、詳細に掲載をされております。

なぜ急ぐのか。何か道から早く早くという指摘があるのですか。うがった見方をそういう具合にしてしまいます。保護者、教育者との説明会等の理解がまだ得られていませんよ。1月に実施するような計画のようであるが、これ本当なんですか、その辺お答えください。

また、議会の場でも、実施計画に対する議論の場がない。議事録を精査してみましたよ。確かに、議員が定例会で反対・賛成という立場で意見が述べられている実態は残っております。きちっとしてます。それは事実です。しかし、実施時期までは言及をしてない、ということです。この点についても再度お伺いをいたしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

美唄市ヒグマ駆除対策要綱についてですが、この要綱は昭和 54 年に制定したものであり、この中に定める手当等は、市長の要請に基づき班体制により出勤した場合に支給するもので、その額は市が独自で設定したものであります。

しかしながら、平成 15 年の改正以降、支給額の見直しは行っていないことから、今後、他市町村の取り組みの状況を参考に、猟友会美唄支部と協議をしてまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、調査実施にかかる協議についてですが、この調査は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、道教委において行われるものであり、会計検査院の調査により、教職員の一部に服務上不適切な実態が明らかになったことから、全道的に行うこととしたものであります。道教委による調査実施に係る説明に対し、全道都市教育局長会臨時拡大役員会や臨時空知管内市町村教育委員会教育長会議において協議し、意見交換が行われたところであります。

次に、調査の実施についてありますが、この調査は全教職員を対象に、勤務時間における勤務や職務専念義務免除が適切に行われていたか、長期休業中の校外研修が適切に行われていたかなどについて明らかにするものです。調査は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、関係書類の提出や事

情聴取を行うものであり、学校教育に対する道民の信頼回復を図るものであると理解しているところであります。

なお、教職員の超過勤務の状況についてですが、平成 18 年度に文部科学省が「教員勤務実態調査」を実施し、時間外勤務は月平均 34 時間と報告されています。

また、最近では、道教委が平成 20 年に勤務実態調査を実施し、月平均 40 時間強の時間外勤務の実態が報告をされております。このため、時間外勤務・業務の縮減に向けて、各学校現場において、事務の改善や会議の簡素化などに取り組んでいるところであります。

次に、フッ化物洗口の取り組みについてですが、フッ化物洗口の安全性については、WHO や厚生労働省など、国内外の専門機関や専門団体が一致して認めているところであり、12 月中に、美唄歯科医師会や岩見沢保健所などの協力を得ながら、保護者や教職員への取り扱い説明などを行うこととしております。実施につきましては、来年 1 月から公立幼稚園、保育所において、保護者の同意を得た上で、4 歳以上の幼児を対象に、歯の健康づくりの一環として取り組んでまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員 教職員の服務勤務実態調査については、まだまだいっぱい再々質問したいことがあるんですけども、それはさておきまして、今回は集団フッ素洗口事業について、教育長に再度またお伺いをいたしたいと思います。

フッ素は、いろいろお答えありましたけれども、フッ素そのものが環境汚染物質だとい

うことはご理解してませんか。首かしげてるからしてないということですか。既に子どもを含めまして、ほとんどが使用してる歯磨き材あるんです。この中に薬効成分としてフッ素が添加されているんですよ、これ、この中にはね。それにもかかわらず、新たに集団でフッ素洗口を必要とするのはなぜなんですか。効果が不十分で少量しかこの中には添加されていないという、この点を理解すべきだということなんですか。砂糖の摂取量が近年減少してると。子どもの歯磨きというのは非常に今進んできてると。そういう実態を見れば、もっともっと歯磨きの方を、集団で洗口やらないで、うがいのとき飲み込んだなんていきなりいったら大変ですから、もっと歯磨きを推進をする方に力を入れていくべきでないかと思うんですよ。フッ素の毒性というのは、全身で作用すると言われておりますよ。いろいろ調べたら、歯、骨、生殖、発育の影響、神経、臓器への影響、遺伝、発ガン、急性中毒、アレルギー、すごい数なんですよ、これ。そういう状況で、新潟は2008年の7月、トップで条例を制定したものの、集団フッ素洗口廃止という、今、陳情書が出てる。民主党の本部にもその陳情書が届いてる。こういう実態なんです。

お答えでは、実施時期が今年度1月からということでありました。その予算というのは一体どこから出てるんですか。捻出されるんですか。3月議会で、確かにフッ化物洗口の是非論について、いろいろ議論がありましたよ。23年度において実施するとか、予算書の中にもないような感じもするんですけども、どこから捻出するか読み取れません。

このような重要な案件を、事業として打ち出すには、ちょっと今というのは、議会軽視ではないですか、と言わざるを得ませんよ。それも一番危険性のある幼稚園児に取り扱いを開始、それから進めたいという考えのようですけれども、なぜそのように、何度も言いますけれども、急いで実施をするのか、その点も含めてお答えください。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

フッ化物洗口についてであります。フッ化物洗口は、就学前後から開始し、長期間継続して実施することにより、確実な虫歯予防の効果があることが実証されており、本市の子ども達の歯の健康づくりに必要であるとの認識のもと、まずは幼稚園、保育所で実施していくこととし、平成23年度において、教育委員会では幼稚園管理費の中に予算措置をしているところであります。

また、虫歯の状況として、平成20年学校保健統計調査で、12歳児の一人当たりの平均本数は、全国では1.54本、北海道では2.2本、本市は3.7本となっているのに対し、フッ化物洗口の先進県であります新潟県では0.8本となっている状況もあり、まずは幼稚園、保育所から実施することとしたものでございます。

- 議長内馬場克康君 暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 開議

- 議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議

を開きます。

森川議員の発言についてはすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員 ありがとうございます。

集団フッ素洗口事業の今答弁をいただきました。1月に幼稚園管理費の中から予算を措置をしたいと、していきたいと、そういう答弁でございました。3月の予算審査では、これ、議論をした経過ないんですよ。小学校、中学校の管理費の場合は、何々事業、何々事業という事業がちゃんと載ってるんですよ。予算書の中に。幼稚園の場合の管理費を見ますと、それ何々事業というのは載ってないということです。これは、もしその場で、この集団フッ素洗口事業というのが載っていれば、その場で議論をし、また、状況によっては、修正案提出までやったはずなんですよ。それが全くなくして、今回、議事録を何回も見ても調べましたよ。いきなり幼稚園管理費から出てきたのは一体これなんだと。これは、ふと思い出したんですけれども、実はこの予算の使い道なんです、なんかこの、よく3月になるとですね、1つの例としてどうかと思いますが、道路工事、あっちこっち3月になると俄然始まるというのはよく見られる現象ですよ。これ何かと、予算があるから使ってしまうということやってると。私も国家公務員の時期には、徹夜をかけて、その予算に合うように、使うように、ピタッと1円、1円は別としましても、ピタッと合うように予算をやる、その努力した、そういう経過が過去にあるんですよ。完全に使わなければ、

次年度には予算のときに困るから、まず使ってしまうという実態があるんです。今は蓮舫さんを初め非常にうるさくなってきておりますから、そんなようなことで、なんか残ったら、聞いてみたら、みんな次年度に繰り越しということになった、当然のことになったらしいんですけれども。当初予算でなかった事業が、うがった見方ですけれども、予算が残ったからこの集団フッ素洗口に使うんでないかなという、そういうちょっとこう、ふと感じる一面もあるわけなんです。

それと、市立幼稚園での実施。園長、保護者、教職員の合意の関係ね。今どういう調査やってるのかわかりませんけれども、まだやってないうちに1月実施と言い切るのは早すぎるんじゃないですか。

それともう1つ、今ふと気がつきましたよ。これ、はっきり言うと、その非常に危険なものであるということで、例えば教職員の方が、事業にかかわらなかった場合は業務命令を発すると。そこまで行くんですか。実際には、いろいろトラブルというのが予測をされておりますよ。この場のこういう予算というのは、無理やりやる方法は地方になじみません。議会でも事業として予算の議論をしていないのですから、議会軽視、さっきから言ってますけれども、議会軽視の強引なやり方ですよ。

健康、教育にかかわる問題合意の中で、何度も言ってるわけですが、実施すべきではないですよ。1月の実施というのは中止すべきですよ。今聞きましたから1月の実施と。それから、幼稚園の管理費の中からやりたいということですから。マスコミだって注目してますよ。もし、なんか事故が起きたら、

どう責任をとるんですか。あくまでも強行突破するということであつたら、非常に問題が起きるということですよ。教育長。その場で協議をし、とりあえずその1月実施は何とか中止をするとか、そういう策はできないんですか。私も市民の1人として混乱は避けるべきであるということを常日ごろ思っているんですよ。何度も指摘した事項もありますけれども、一番危険な幼稚園児に1月に、1月つたらもう目前でしょう。何日あるんですか、あと。1つ協議をし、中止をするという方向にいかないのかどうか、その点も含めて、最後の質問というから辛い一面もありますけれども、お伺いをいたしたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

フッ化物洗口についてであります。昭和45年から実施しております新潟県の12歳児童1人当たりの平均虫歯本数は0.8本に對しまして、本市の子ども達の1人当たりの虫歯の数が全国平均の2倍以上も多いという実態にございます。このため、子どもの歯の健康づくりに効果が実証されているフッ化物洗口を幼稚園、保育所から取り組むこととしており、保護者のアンケート調査や本年3月における議会議論も踏まえ、保健福祉部と連携しながら準備を進めてきたところでございます。

なお、実施に当たっては、保護者や教職員に安全性や取り扱い方法などの説明を十分行い、理解をいただき、保護者の同意を得た4歳以上の幼児を対象に進めることとしております。実施に当たっては十分教職員に理解をいただいて進めてまいりたいと、このように

考えております。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時57分 散会

